

新潟市衛生環境研究所条例

平成 18 年 12 月 21 日

条 例 第 9 0 号

新潟市衛生試験所条例（昭和 50 年新潟市条例第 51 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 公衆衛生の向上を図るため、新潟市衛生環境研究所（以下「研究所」という。）を新潟市西区小新 2 1 5 1 番地 1 に設置する。

（業務）

第 2 条 研究所は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 保健衛生及び生活環境に関する試験及び検査
- （2） 保健衛生及び生活環境に関する調査及び研究
- （3） 保健衛生及び生活環境に関する研修及び指導
- （4） 保健衛生及び生活環境に関する情報の収集、解析及び提供
- （5） 前各号に掲げるもののほか、研究所の設置の目的の達成に必要なこと。

（試験等の依頼）

第 3 条 市内に居住し、若しくは勤務する者又は市内に事業所若しくは事務所を置く法人その他の団体は、市長に前条第 1 号の試験及び検査（以下単に「試験及び検査」という。）を依頼することができる。

2 市長は、特別の理由があると認める場合は、前項に規定するもの以外のものからの依頼に応ずることができる。

（手数料の徴収及びその額）

第 4 条 試験及び検査の依頼につき、その依頼をした者から手数料を徴収する。

2 手数料の額は、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法に定めのあるものにあつてはその算定した額の 8 割に相当する額の範囲内において規則で定める額とし、それ以外のものにあつては別表に掲げる額の範囲内において規則で定める額とする。

3 市長は、前項の規定により手数料を算定できないものについては、実費相当額を勘案し、そのつど手数料の額を定めることができる。

（手数料の納付時期）

第 5 条 手数料は、前納とする。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその手数料の納付期日を定めることができる。

（手数料の免除）

第 6 条 市長は、特別の理由があると認める場合は、その手数料の全部又は一部を免除することができる。

（手数料の還付）

第 7 条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（その他）

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟市衛生環境研究所条例の規定は、この条例の施行の日以後に試験及び検査を依頼する者について適用し、同日前に依頼した者については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

試験及び検査に係る手数料表

区分	単位	金額
1 細菌，ウイルス等の試験検査	1項目	60,000円
2 理化学的試験検査		
（1）食品，家庭用品等の試験検査	1項目	25,000円
（2）医薬品等の試験検査	1項目	10,000円
（3）飲料水等の水質の試験検査	1項目	25,000円
（4）大気汚染物質等の試験検査	1項目	25,000円
（5）PCB，アスベストその他の特殊な物質の試験検査	1項目	100,000円
3 動物を用いて行う試験検査	1項目	22,000円